

定期報告対象建築物一覧表

建築物の用途	建築物の規模※1	報告時期
劇場、映画館、演芸場	① 地階※2又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（「特定規模建築物※3」を除く） ② 当該用途に供する部分（客席の部分に限る）の床面積の合計が200㎡以上の建築物 ③ 当該用途に供する建築物で、主階が1階でないもの	
観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂、集会場	① 地階※2又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（「特定規模建築物※3」を除く） ② 当該用途に供する部分（客席の部分に限る）の床面積の合計が200㎡以上の建築物	5月 【建築物】 （2年ごとの報告） （令和2年、令和4年、令和6年・・・）
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、または高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途※4に供する建築物 政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等（上記以外）	① 地階※2又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（「特定規模建築物※3」を除く） ② 当該用途に供する2階の部分（病院、診療所にあつては、その部分に患者の収容施設がある場合に限る）の床面積の合計が300㎡以上の建築物	【建築設備】 （毎年の報告） 【防火設備】 （毎年の報告）
ホテル、旅館	① 地階※2又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（「特定規模建築物※3」を除く） ② 当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物	
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場	① 3階以上の階を当該用途に供する建築物（「特定規模建築物※3」を除く） ② 当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物	8月 【建築物】 （3年ごとの報告） （令和2年、令和5年、令和8年・・・） 【建築設備】 （毎年の報告） 【防火設備】 （毎年の報告）
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	① 地階※2又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（「特定規模建築物※3」を除く） ② 当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物 ③ 当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500㎡以上の建築物	10月 【建築物】 （2年ごとの報告） （令和3年、令和5年、令和7年・・・） 【建築設備】 （毎年の報告） 【防火設備】 （毎年の報告）

※1.避難階のみを当該用途に供するものを除く

※2.地階における当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の建築物については、階数が3以上のものに限る

※3.地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のもの

※4.平成28年1月21日国土交通省告示第240号第1第2項各号に掲げる用途

注)建築物が定期調査対象外であっても、病院、診療所または高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える建築物であれば、防火設備の定期検査報告書の提出が必要

定期報告対象建築設備等一覧表

	建築物の用途	報告時期
昇降機	エレベーター（住戸内に設置されたもの、労基検査のもの以外）	最初に報告を行った月 （毎年の報告）
	エスカレーター	
	小荷物専用昇降機（テーブルタイプ・フロアタイプ）	
建築設備	定期報告対象建築物に設けた排煙設備（機械排煙設備）	建築物定期報告と同じ月（省令第6条第1項に規定する検査項目は3年のうちに1回） （毎年の報告）
	定期報告対象建築物に設けた非常用照明装置（バッテリー内蔵型以外）	
工作物	乗用エレベーター・エスカレーターで観光のためのもの	3月（毎年の報告）
	ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	【特定の季節に限り使用するもの】 使用を開始する日の前月 （毎年の報告）
	メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	【上記以外のもの】 最初に報告を行った月 （毎年の報告）

定期報告対象防火設備一覧表

	防火設備 ^{※1}	報告時期
	定期報告対象建築物に設けた防火設備	建築物定期報告と同じ月（省令第6条第1項に規定する検査項目は3年のうちに1回） （毎年の報告）
	病院、診療所または高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 ^{※2} に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える建築物（定期報告対象建築物を除く）に設けた防火設備 ^{※3}	5月 （毎年の報告）

※1.常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）及び随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）に限る

※2.平成28年1月21日国土交通省告示第240号第1第2項各号に掲げるサービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、就寝用途の児童福祉施設等

※3.建築物が定期調査対象外であっても、病院、診療所または高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途^{※2}に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える建築物であれば、防火設備の定期検査報告書の提出が必要